

作成上の注意（全般について）

1 判定期間、減算適用期間

区分	判定期間	町への報告期限	減算適用期間
前期	3月1日～8月末日 <u>平成30年度は4月1日～8月末日</u>	9月15日 <u>平成30年度は9月28日</u>	10月1日～3月31日
後期	9月1日～2月末日	3月15日	4月1日～9月30日

※町への報告期限が土日・祝日の場合は、翌開庁日

2 提出先

〒289-1793 横芝光町宮川11902

横芝光町役場 福祉課 介護班

※持参もしくは郵送による提出で差し支えありません。

3 記入に当たっての注意

- ①介護予防サービスの計画数は含めないでください。
- ②「判定期間における居宅サービス計画の総数」は、各月の利用者の人数（給付管理の件数）としてください。
- ③「当該サービスを位置付けた計画数」は、各月の利用者のうち当該サービスを利用している人数としてください。
- ④月遅れ請求分については、請求月ではなく、実際にサービス提供した月に件数を足してください。
- ⑤「当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数」は、各サービスを利用している人のうち、紹介率最高法人の事業所でサービスを利用している人数としてください。
- ⑥「紹介率最高法人の件数」は法人単位で集計してください。（事業所単位ではない。）
- ⑦利用者が複数の居宅サービス事業所を利用している場合などの件数の数え方は以下のとおりです。（例は、訪問介護ですが他の介護サービスも同様です。）

例ア）二つの訪問介護事業所を運営している甲法人の、事業所A及び事業所Bに利用者1名を計画している場合、訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数は1件です。

（別紙参考 事例ア参照）

例イ）訪問介護事業所を運営している甲法人の、事業所Aと事業所Bにそれぞれ利用者を1名ずつ計画している場合、利用者が2名なので訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数は2件です。（別紙参考 事例イ参照）

例ウ) 別法人が運営する二つの訪問介護事業所に利用者1名を計画している場合、訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数は1件です。(別紙参考 事例ウ参照)

例エ) 利用者1名が甲法人の運営する事業所A、及び乙法人の運営する事業所Cに計画され、別の利用者1名が事業所Cに計画されている場合、乙法人が紹介率最高法人となり、訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数は2件です。(別紙参考 事例エ参照)

例オ) 甲法人の運営する事業所Aと事業所Bがあり、利用者aさんが事業所Aに計画され、利用者bさんは事業所A及び事業所Bに計画され、利用者cさんは事業所Bに計画された場合、訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数は3件です。(別紙参考 事例オ参照)

- ⑧「居宅サービス計画の総数」 \geq 「各サービスを位置付けた計画数」 \geq 「紹介率最高法人の居宅サービス計画数」となっているか必ず確認してください。

4 通所介護等について

通所介護及び地域密着型通所介護(以下「通所介護等」という。)については、

○それぞれ個別に計算する方法

○双方を合算して計算する方法 のいずれかで計算してください。ただし、双方を合算する場合には、算定表の「サービス名称」の欄に「通所介護等」と記載してください。

5 算定表について

○「サービスの名称」については、正式名称で記載してください。(省略名称不可)

○「判断基準」4(2)に該当するなど、割合について再計算が必要な場合には、表の余白部分に「再計算書あり」と記載したうえで、集計表及び再計算書等を添付してください。

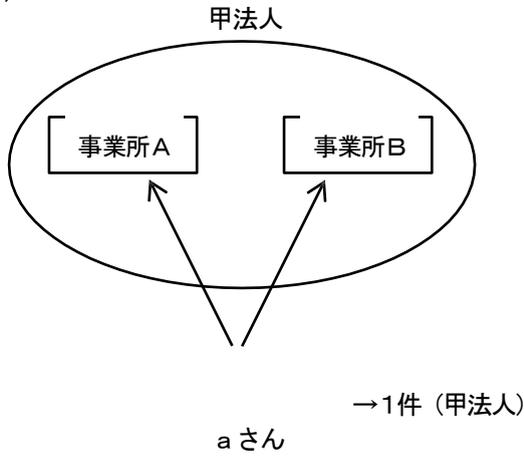
6 休止等事業所について

判定期間内に休止又は廃止した事業所については、基本的に判定対象とはなりません。判定期間内に休止した後、同期間内に再開した事業所については、判定の対象となります。

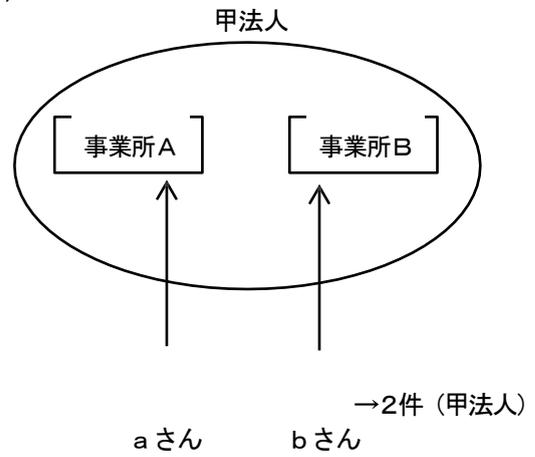
(別紙参考)

件数についての事例

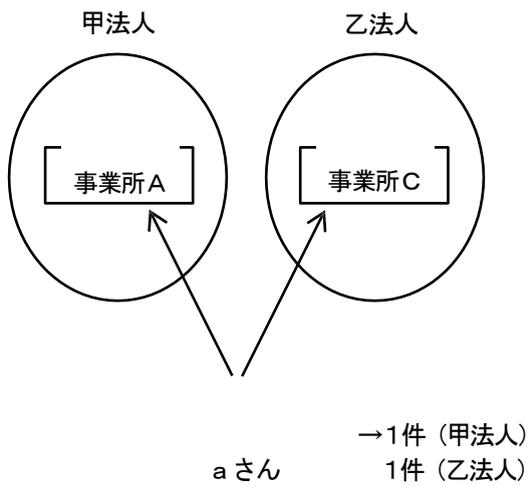
例ア)



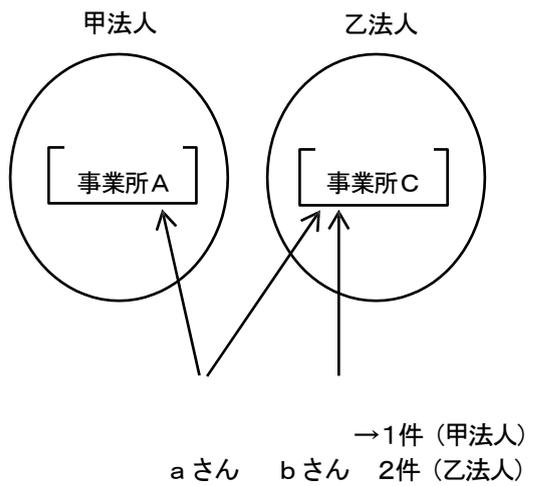
例イ)



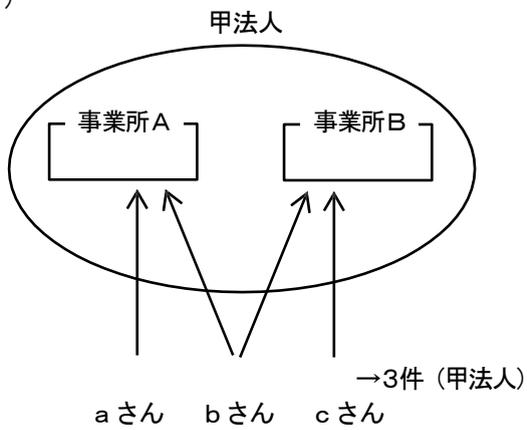
例ウ)



例エ)



例オ)



作成上の注意（正当な理由について）

「特定事業所集中減算に係る「正当な理由」の判断基準」（以下、「判断基準」という。）に基づき判断します。算定表に記入する正当理由の番号等については、別紙「判断基準」を参照してください。

記入にあたっては、該当する番号等を省略することなく記載してください。

（記載例：4（2）ア①など）

なお、「正当な理由」に応じて、算定表のほかに下記の書類を添付してください。指定された書類が添付されていない場合には、正当な理由として認めない場合があります。

提出する書類については必要最小限のものとなっていますが、上記「判断基準」で求められている各要件のうち、今回提出対象外となっている資料についても、後日実地指導・監査等で提示を求める場合があります。

複数の正当理由に該当する場合には、それぞれ理由に応じて書類をご用意します。

「判断基準」 1

算定表に加えて、以下の書類を提出してください。

- 「千葉県介護サービス情報公表システム」等における、サービスごとの事業者一覧を打ち出し印刷したもの
- これにより、通常の事業実施地域において、5事業所未満であること、又は横芝光町に1事業所であることを示してください。

「判断基準」 2

特に添付資料はありません。

ただし、件数の根拠等を事業所において整理しておいてください。

（実地指導等において提示を求める場合があります。）

「判断基準」 3

特に添付資料はありません。

ただし、件数の根拠等を事業所において整理しておいてください。

（実地指導等において提示を求める場合があります。）

「判断基準」 4（1）①

算定表に加えて、以下の書類を提出してください。

- ISO認証を証明する文書の写し

※ただし、当該サービス事業所が評価の対象となっていることが必要です。（登録証に当該サービス事業所が評価の対象となっている旨の記載がなければ、それがわかる書類の写しが必要です。）

「判断基準」 4 (1) ②

算定表に加えて、以下の書類を提出してください。

- 福祉サービス第三者評価項目の評価結果部分（有効期限内のものに限る。）の写し
- ※ただし、当該サービス事業所が評価の対象となっていることが必要です。

「判断基準」 4 (1) ③

算定表に加えて、以下の書類を提出してください。

- 事業所評価加算を算定していることがわかる書類（市町村からの通知書等）の写し
- 介護予防・日常生活支援総合事業の第一号通所事業の指定通知書の写し

「判断基準」 4 (2) ア ①

算定表に加えて、以下の書類を提出してください。

- 通院等乗降介助サービス計画を算定から除外する件数の集計表（別添1-1）
- 上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添2）

「判断基準」 4 (2) ア ②

算定表に加えて、以下の書類を提出してください。

- 夜間、早朝又は休日営業のサービス計画を算定から除外する件数の集計表（別添1-1）
- 上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添2）

「判断基準」 4 (2) ア ③

算定表に加えて、以下の書類を提出してください。

- 要介護度4以上かつ認知症（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はM）である者を対象とした計画を算定から除外する件数の集計表（別添1-1）
- 要介護度4以上かつ認知症（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はM）である者を対象とした計画を除いた再計算書（別添2）
- ※なお、今回の提出は不要ですが、要介護度4以上かつ認知症（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はM）である者を確認できる資料を、後日個別に求める場合があります。

「判断基準」 4 (2) イ

算定表に加えて、以下の書類を提出してください。

- 時間延長又は休日営業のサービス計画を算定から除外する件数の集計表（別添1-1）
- 上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添2）

「判断基準」 4 (2) ウ ①

算定表に加えて、以下の書類を提出してください。

- 当該サービス事業所におけるサービスの質が高いことが記載された理由書（別添3）
 - ※ただし、「利用者の解決すべき課題等」欄及び「当該事業所に期待する効果等」欄については記載不要です。
- 上記理由書を提出した利用者にかかる「地域ケア会議等意見・助言を受けた計画に係る概要書」（別添4）
- 上記に対応する計画を算定から除外する件数の集計表（別添1－2）
- 上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添2）
 - ※なお、今回の提出は不要ですが、地域ケア会議等で意見・助言を受けた際の議事録等詳細について、後日個別に求める場合があります。

「判断基準」 4 (2) ウ ②

算定表に加えて、以下の書類を提出してください。

- 支援が困難であるとの理由により、市町村や地域包括支援センターから紹介を受けたことがわかる概要書（別添5）
 - ※ただし、平成12年3月31日以前からの利用者については、上記に換わるのものとして当時のケアプランの写し
- 上記に対応する計画を算定から除外する件数の集計表（別添1－2）
- 上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添2）
 - ※なお、今回の提出は不要ですが、市町村や地域包括支援センターから紹介を受けた際の経緯の詳細等を、後日個別に聴取する場合があります。